

基本施策5 子どもや子育てにやさしく安全な環境づくり

地域で子どもたちが健やかに育ち、安心して子育てができるようにするためには、良好な居住環境や道路交通環境、外出しやすい生活環境とすることが重要です。

ニーズ調査では、子どもとの外出で困ることとして、就学前児童では「小さな子どもとの食事に配慮された場所がない」(32.9%)、「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていない」(32.3%)、「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がない」(29.6%)が前回と同様上位にきています。一方、小学生でも「暗い通りや見通しの悪い場所が多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配」(34.3%)、「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がない」(27.0%)、「歩道や信号がない通りが多く、安全性に心配がある」(25.5%)が前回同様上位となっていますが、その割合は増加しています。

子どもの成長とともに、保護者の関心も、一緒に外出する際の快適さから子どもがひとりで外出する際の安全にシフトしていることがうかがえます。

図表 4-5-1 子どもとの外出で困ること

内容	H31年調査			H25年調査		
	未就学児童	小学生	全体	未就学児童	小学生	全体
買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がない	29.6	27.0	28.2	27.7	20.2	23.3
暗い通りや見通しの悪い場所が多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配	17.5	34.3	26.3	13.4	20.0	17.3
小さな子どもとの食事に配慮された場所がない	32.9	11.6	21.8	29.6	9.7	18.0
歩道や信号がない通りが多く、安全性に心配がある	14.8	25.5	20.4	12.6	14.3	13.6
トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていない	32.3	4.7	17.8	31.2	8.5	18.0
授乳する場所や必要な設備がない	17.0	2.9	9.6	13.7	4.3	8.2
緑や広い歩道が少ない等、まちなみにゆとりとうるおいがない	5.9	11.3	8.7	6.8	7.4	7.1
歩道の段差などがベビーカーや自転車の通行の妨げになっている	10.8	6.4	8.5	13.0	8.2	10.2
荷物や子どもに手を取られて困っているときに手を貸してくれる人が少ない	4.6	5.4	5.0	9.8	6.3	7.8
周囲の人に子供連れだと迷惑そうに見られる	6.2	2.9	4.5	9.8	5.4	7.2
交通機関や建物がベビーカーでの移動に配慮されていない	5.7	2.5	4.0	7.5	4.4	5.7
その他	2.7	2.7	2.7	1.9	1.8	1.8
特に困ることはない	13.5	22.5	18.2	18.8	34.9	28.2

資料：平成31年1月実施「第2期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」(子育て支援課)

居住環境については、住生活基本計画に基づき、深刻な少子化の状況を踏まえ、住宅改修に関する融資制度の積極的な周知や、公共賃貸住宅の入居の際に母子世帯や多子世帯に配慮するなどの支援を図ります。

道路交通環境については、夜間や冬季間でも安全・安心に通行できる道路環境や歩行空間とする必要があります。

外出しやすい生活環境とするためには、公共施設や民間施設におけるバリアフリー化、ユニバーサルデザイン¹を推進する必要があります。特に公共施設の整備については、ベビーシートやベビーキープに加え、子どもサイズの便器や手洗い器、授乳コーナーなどの整備も検討し、子ども連れでも安心して外出できる環境づくりを進めていく必要があります。

一方で、子どもたちの安全をとりまく環境は、近年大きく変化してきています。交通量の増加に伴う交通事故のみならず、不審者などによる重大な犯罪に巻き込まれるケースも全国的に後を絶ちません。こうした事故や犯罪に対しては、子どもの目線から安全に配慮した環境整備を図ることが重要ですが、子ども自身が身を守ることは困難な場合も多く、関係機関や地域が一体となって対応する必要があります。

子どもたちを交通事故や災害、犯罪などから守るため、警察、学校、消防、幼稚園や保育園、関係団体、地域との連携、協力体制の強化を図り、安全なまちづくりを進めていきます。

施策の方向性 1 良好な居住環境の確保

住生活基本計画に基づき、子育て世帯が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、良質、良好な居住環境の確保と住宅に関する情報提供に努めていく必要があります。

◆重点課題 1 子育て世帯に配慮した居住環境の整備

本市は、全国的に見ても持ち家比率が高く、一人当たりの延べ床面積も広い状況にあり、住宅環境としては子育てしやすい環境にあるといえます。しかし、その一方で核家族が増加し、親元から独立して生活する子育て家庭も多くなっていることから、こうした家庭が良好な居住環境を確保できるように支援していきます。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規 拡充
	住宅のバリアフリー化等に伴う、住宅改築、改修に対する住宅助成を行います。	建築課	
	ひとり親世帯や多子世帯への市営住宅入居に配慮します。	建築課	
	「酒田市空き家等ネットワーク協議会」で、空き家の情報共有と利用したい方への売買・賃貸借のあっせんを行います。	まちづくり推進課	削除

1. 「ユニバーサルデザインとバリアフリー」：79 ページに概要の説明があります。

施策の方向性 2 安全で安心な生活環境の整備

子どもや親などが安心して生活できるよう、道路や公共施設、公共交通機関などのバリアフリー化、施設利用に際しての利便性の向上、公園の衛生的な管理と遊具の計画的な整備などを推進します。

◆重点課題 1 安全な道路環境の整備

通学や外出の際に、安全、安心に通行できるように道路環境や歩行空間の整備を進めます。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規 拡充
	防犯灯の整備を推進します。	まちづくり推進課	削除
	通学路の除雪を拡大するための市民の積極的な協力体制を確立します。	土木課	○に統合
○	冬季でも安全に通行できるよう自主除雪機械購入に対して支援します。	土木課	
	道路改良事業や側溝整備事業などの大規模改修において、ベビーカーでの移動の利便性、安全性の向上に向けた歩行空間等のバリアフリー化を推進します。	土木課	

◆重点課題 2 子育て世帯にやさしい施設環境の整備

妊婦や乳幼児連れなどすべての人が安心して外出し、また、公共施設などを利用できるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化、公園、緑地の環境整備を推進します。

また、公共施設だけではなく、妊婦や子育て世帯が集まる民間施設についても、外出先で安心して利用できるような施設整備を働きかけます。

あわせて、市民には、妊婦等への理解を深める「心のバリアフリー」のための取組などを行うことにより、ハード、ソフトの両面から一体的なバリアフリー化を進めていきます。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規 拡充
	子育て世帯が集まる公共施設への、授乳コーナー、子どもサイズの便器・手洗い器、洋式トイレ、ベビーシート、ベビールーム等の整備促進を図ります。	子育て支援課	削除
	子育てハンドブック等の内容の充実化を図り、子育てにやさしいまちの情報を発信します。	子育て支援課	削除
	公園遊具の定期点検の実施と、計画的な改修と設置を実施します。	土木課	
	公園施設長寿命化等整備事業など公園の大規模改修において、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を図ります。	土木課	

道路等公共の場と接する住宅に対し、生垣整備の助成を行い、地震によるブロック塀の倒壊と下敷きの恐れを防ぎ、安全安心と緑化によるうるおいとやすらぎのある居住環境、道路環境の整備を図ります。	都市計画課	削除
自然環境の保全・活用を基調にした公園緑地の整備を充実します。	都市計画課	削除
市民の手作りで行う公園整備に支援し、特色や要望を取り入れ、地域に密着した公園づくりを進めます。	土木課	
市民ボランティアによる環境美化活動の推進と支援を図ります。（再掲）	まちづくり推進課 土木課	

施策の方向性 3 交通安全教育の推進

本市の事故発生件数は年々減少傾向で推移している一方で、依然として交通死亡事故がなくなる現状があります。子どもや高齢者をはじめとする交通弱者の安全を確保するため、心身の成長段階に応じて適切な交通安全教育を推進するとともに、地域全体の交通安全意識の高揚を目指して啓発活動を行っていきます。

◆重点課題 1 成長段階に応じた交通安全教育の推進

関係機関、家庭、地域などとの連携のもとに、成長段階に応じた交通安全教育や啓発活動を推進します。

幼児に対しては、心身の発達段階や地域の実情に応じて、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを習得させることを目標とします。

小学生に対しては、特に歩行者としての心得、自転車の安全利用について重点的に交通安全教育を実施します。学校やPTA、関係機関等と連携協力を図りながら、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とします。

中学生及び高校生に対しては、特に自転車安全利用五則の周知を図り、自己の安全ばかりではなく、他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とします。

【具体的施策】

(1) 幼児に対する交通安全教育

No.	取組内容	実施主体	新規 拡充
○	園、家庭、地域が連携し、交通安全専門指導員による交通安全教室を計画的に実施します。	☆まちづくり推進課 子育て支援課 保育所、認定こども園	
	地域子育て支援拠点施設、地域、家庭の連携による、計画的かつ断続的な交通指導や交通安全専門指導員による交通安全教室を実施します。	まちづくり推進課	○に統合

(2) 児童生徒に対する交通安全教育

No.	取組内容	実施主体	新規 拡充

「学区内危険マップ」を作成・配布し、児童生徒の安全に対する意識啓発を促進します。	学校教育課	学校	
市の交通指導員や交通安全専門指導員、地域の交番、家庭との連携による地域と一体となった指導体制を確立します。	☆学校教育課	まちづくり推進課	
自転車乗用時はヘルメットの正しい着用の徹底を推進します。	まちづくり推進課 子育て支援課	学校教育課 学校	

(3) 交通安全に関する指導力の向上

No.	取組内容	実施主体	新規 拡充
	交通安全教育に当たる職員の指導力の向上及び地域における指導者の育成を行います。	まちづくり推進課	削除

◆重点課題 2 家庭への交通安全教育の推進

子どもは成長とともに行動範囲が広くなり、子ども同士の外出の機会も増加します。また、安全・安心な生活をおくるために、地域や家庭に対して、交通安全県民運動や制度改正などの交通安全に関する適切な情報提供を行うとともに、交通安全意識高揚を図るために街頭啓発活動などを行います。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規 拡充
	交通安全に関する制度や事故発生状況などの情報の提供を行います。	まちづくり推進課	
	街頭啓発活動等により、地域の交通安全意識の高揚に努めます。	まちづくり推進課	
	チャイルドシートの貸出しを実施します。	酒田地区交通安全協会	まちづくり推進課
	自転車乗用時はヘルメットの正しい着用の徹底を推進します。	☆まちづくり推進課 子育て支援課	P.78 重点課題1に移動
	幼児二人同乗用自転車購入への助成を継続します。	子育て支援課	削除

施策の方向性 4 子どもを犯罪や災害の被害から守るための活動と被害にあった子どもの保護の推進

子どもたちを犯罪や災害から守るため、関係機関や地域などとの連携を図り、防犯、防災活動を展開します。また、不幸にして、子どもが何らかの被害を受けた場合は、精神的なケアをはじめそのフォローをきめ細かく実施していきます。

◆重点課題 1 子どもの犯罪被害防止活動と防犯、防災教育の推進

関係機関や地域等との連携を強化し、防犯・防災活動に努めるとともに、地域で展開されてい

る防犯活動等に支援をしていきます。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規 拡充
○	子どもを犯罪などの被害から守るため、防犯関係団体との連携強化を図り、地域防犯活動の周知と支援を行います。	まちづくり推進課	
	子どもを犯罪などの被害から守るため、関係機関・団体との情報交換の場を設定します。	まちづくり推進課	○に統合
	地域防犯活動の周知と支援を行います。	まちづくり推進課	○に統合
	学校付近や通学路における地域見守り隊などによるパトロール活動の推進と充実を図ります。	学校教育課 まちづくり推進課 社会教育文化課	
	市、交通指導員、見守り隊、警察などの関係機関の連携を強化し、万一の事態の場合の協力体制を確立します。	☆まちづくり推進課 学校教育課	削除
	安全安心メール発信サービスを実施します。	学校教育課	
	消防フェスティバルなどによる防火意識の向上を図ります。	広域行政組合 消防本部予防課	
	地域子育て支援拠点施設などにおける、親子での防火防災意識向上の学習会を実施します。	☆子育て支援課 広域行政組合 消防本部予防課	
	心肺蘇生講習や応急手当講習を実施し、救急救命教育を推進します。	広域行政組合 消防本部予防課	削除

◆重点課題 2 被害にあった子どもの保護や支援の充実

犯罪、いじめ、児童虐待などにより被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言など、関係機関が連携したきめ細やかな支援を実施します。さらに、酒田市いじめ問題対策連絡協議会を設置し、いじめの防止と生徒のケアに向け、取組を推進します。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規 拡充
	被害児童や保護者に対するフォローにおいて、教育相談室、警察、児童相談所、学校などの関係機関との連携を強化します。	学校教育課	
	教育相談室における来室相談、電話相談の活発化と相談専門員による積極的な学校訪問活動を促進し、相談窓口を周知します。(再掲)	学校教育課	
	教育相談担当者の研修機会を充実します。(再掲)	学校教育課	
	スクールカウンセラーの効果的な活用体制を整備します。(再掲)	学校教育課	
	酒田市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止に努めます。(再掲)	学校教育課	

